

ふくい県立高校魅力向上プラン策定支援業務に係る企画提案（プロポーザル）募集要領

1 目的

ふくい県立高校魅力向上プランを策定するにあたり、中学生、高校生、教員等の関係者が参加し、未来の県立高校について意見を聞く「ふくい県立高校未来会議」の開催およびふくい県立高校魅力向上プランの作成支援を目的とした業務を委託する。

2 企画提案書の提出を求める事項

(1) 業務名

ふくい県立高校魅力向上プラン策定支援業務委託

(2) 業務内容

ふくい県立高校魅力向上プラン策定支援業務委託仕様書（別紙）（以下、「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 提案上限金額

5,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。

4 参加資格

この企画提案に応募できる者は、次の資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 福井県財務規則（昭和39年4月1日福井県規則第11号）第146条の規定に基づき福井県競争入札参加資格者名簿に登載された者であること。

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合においても、同条に規定する競争入札参加資格の申請を提出済みであれば、本業務委託の参加資格を有するものとして取り扱う。ただし、審査委員会の開催時点で競争入札参加資格の認定を受けていない場合は、本件に関する参加資格を喪失する。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者でないこと。

(3) 県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者。

ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者。

エ 役員等が暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接

的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者。
オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

5 参加資格の認定手続き等

企画提案書を提出しようとする者は、次のとおり申請し、参加資格の認定を受けなければならない。

(1) 提出書類

以下、提出すること。

ア プロポーザル参加申込書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 競争入札参加資格審査申請書の写し

※福井県の競争入札参加資格を有していない場合に限る。

(2) 受付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月22日（月）9時から17時の間

(3) 提出方法

メール、持参または郵送にて提出すること。持参の場合は、日曜日、土曜日および国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日（以下、「祝日」という。）を除く。

なお、郵送による場合は、書類の收受に争いが生じないよう配達記録の残る簡易書留郵便を利用し、令和8年6月22日（月）17時までに必着とする。

(4) 提出先

- ・名称 福井県 教育庁 高校教育課 高校改革グループ（担当：吉村、入羽）
- ・所在地 〒910-8580 福井市大手3丁目17番1号
- ・連絡先 電話 0776-20-0568
- ・E-mail koukou@pref.fukui.lg.jp

6 本業務に関する質問事項

本企画提案および仕様書に関し質問事項がある場合には、質問票（様式3）に記載の上、メールにて次の宛先に送付すること。

(1) 送付先

5（4）に同じ。

(2) 受付期間

令和8年6月22日（月）17時まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、令和8年6月24日（水）までに、すべての受審資格申請者に対してメールにより一斉に行う。なお、軽微な質問については口頭により回答する場合がある。

7 参加資格の結果通知

参加資格要件を審査し、その結果を令和8年6月24日（水）に書面にて通知する。

参加申請書を提出した者のうち、参加資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨および満たさないと判断した理由を書面により通知する。

8 企画提案書の提出

参加資格を有すると認められた者は、次により企画提案書を提出すること。

(1) 提出書類

① 企画提案書（任意様式） 8部

提案内容（実施方針、実施内容・方法、実施スケジュール、業務実績、実施体制等）について作成すること。

② 経費見積書

仕様書および企画提案書に係る業務の実施に要する経費について、それぞれの金額を明示すること。経費項目の内訳も記載すること。

③ 本業務に係る実施体制（人員配置等）がわかるもの

④ 過去に実施した類似している業務の概要がわかるもの

なお、提出後における資料の追加および変更は認めない。

ただし、審査の必要上、後日追加資料を求める場合がある。

(2) 提出方法

持参または郵送により提出すること。日曜日、土曜日および祝日を除く。

なお、持参の場合は、9時から17時の間とし、郵送による場合は、簡易書留郵便を利用すること。

(3) 提出期限

令和8年7月3日（金）17時までとする。（必着）

なお、提出後における企画提案書の追加・変更は認めない。

(4) 提出先

5（4）に同じ。

9 審査会の実施

(1) 日時 令和8年7月7日（火）

詳細については、企画提案書を提出した者に別途通知する。

(2) 実施方法 プレゼンテーション 20分以内

質疑応答 10分以内

(3) その他

プレゼンテーションは、審査委員会が指定するビデオ会議システムにより令和8年7月7日（火）の実施を予定しているが、詳細は企画提案書を提出した者に別途通知する。なお、プレゼンテーションを実施するために要する費用（機材、通信費等）については、応募者の負担とする。

10 審査および契約先候補者の選定

(1) 契約先候補者の選定に際し審査する事項

下記の評価項目に従い、評価を行う。

① 提案内容

・提案の内容が仕様書4（2）の内容を理解し、事業の目的を達成できる提案となっているか。

・提案の内容が仕様書4（2）の各項目を実施するに適切な提案となっているか。

② 遂行能力

・同種の業務実績があるか

- ・業務に関する専門的知見を有しているか。
- ・実施体制は十分か。また、期間内に確実に遂行できる提案であるか。

③ 経済性

- ・提案内容に応じた妥当な見積額であるか。

(2) 契約先候補者の選定方法

提出書類および提案者によるプレゼンテーション内容の審査を行い、企画提案の内容、事業の遂行能力等を評価、採点し、審議の上、最も優れた提案者を選定する。

(3) 契約先候補者の選定期間

審査会を実施した日から7日以内に選定結果を書面にて通知する。

1.1 契約の締結

審査の結果、選定された契約先候補者と企画提案書等に記載された項目に基づき協議を行い、契約における仕様、金額等の内容を定め、福井県財務規則に基づいて契約を締結する。

したがって、契約先候補者の決定をもって企画提案書に記載された全内容を承認するものではない。

なお、当該企画提案（プロポーザル）の決定の効果は、令和8年度6月補正予算発効時において生じる。

1.2 著作権

- (1) 委託業務の成果品（委託業者で製作されたキャラクター、キャッチフレーズ等も含む。）に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）等一切の知的財産権は福井県に帰属する。
- (2) 委託業者で製作された成果品中のキャラクター、キャッチフレーズ等は、福井県が著作権者として翻案し、広報資料として二次的に利用することがある（著作者人格権としての同一性保持権の不行使への同意）。
- (3) 成果品は今後、改定作業において福井県が業務を委託する者が再編集し、改訂版を印刷・配布することを認めること。
- (4) WEBページ、ダイレクトメール等委託業務の成果品と同種の広報媒体を今後新たに作成する場合、今回採用されたキャラクター及びキャッチフレーズを使用することがある。

1.3 本業務に関する仕様書等の交付

(1) 交付場所

福井県教育庁高校教育課ホームページに掲載し、交付することとする。

URL <https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/koukou/miryokukouzyou/plankoubo.html>

(2) 交付期間

令和8年6月10日（水）から令和8年6月22日（月）9時から17時の間

1.4 その他

- (1) 企画提案書の作成および提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書は、審査を行う目的に限り使用する。ただし、福井県情報公開条例（平成十二年三月二十一日福井県条例第四号）その他関連規定により、公開の義務がある場合にはこの限りではない。

- (3) 提出された企画提案書は、企画提案書の審査に必要な範囲で複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書について、内容についての質問および補正を命じることがある。
- (6) 提出後における企画提案書の撤回、内容の修正または再提出は認めない。企画提案に係る経費は全て提案者の負担とする。
- (7) 本プロポーザルに参加を希望する者は、プロポーザルで知り得た内容について、無断で使用してはならない。
- (8) 2案以上の企画提案をした場合は、失格とする。また、法令違反など本業務運営に関して著しく不適当な場合等についても、失格とすることがある。
- (9) その他、不明な点については、下記担当に照会すること。

1.5 問合せ先

5(4)に同じ。